

議案第21号

幕別町立保育所条例

幕別町立保育所条例（昭和34年条例第2号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設とし幕別町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第2条 保育所の名称、位置及び児童の入所定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
幕別中央保育所	幕別町寿町2番地5	90人
札内さかえ保育所	幕別町札内北栄町23番地1	120人
札内青葉保育所	幕別町札内青葉町310番地36	90人
札内北保育所	幕別町札内新北町75番地1	90人

（職員）

第3条 保育所に所長その他必要な職員を置く。

（保育時間及び休日）

第4条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。

(1) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 休日

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月31日及び1月2日から5日まで

（管理の代行）

第5条 町長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）

に町長が指定する保育所（以下「指定保育所」という。）の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定保育所の管理を指定管理者に行わせる場合には、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、臨時に保育時間及び休日を変更し、若しくは設定することができる。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 指定保育所における保育を行うことに関する業務
- (2) 指定保育所の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 指定管理者は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第27号）及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定その他町長が定めるところに従い、指定保育所の管理を行わなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置について北海道知事の認可を受けた日までは、次のとおりとする。

名称	位置	定員
幕別中央保育所	幕別町寿町2番地5	90人
札内南保育所	幕別町札内あかしゃ町56番地1	120人
札内さかえ保育所	幕別町札内北栄町23番地1	120人
札内青葉保育所	幕別町札内青葉町310番地36	90人
札内北保育所	幕別町札内新北町75番地1	90人